四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、佐賀市の南部に面した有明海の東与賀海岸及びその沖合に位置し、有明海北部に流入する六角川、嘉瀬川、本庄江川等の河口及びその周辺の海岸に発達する単一干潟で国内でも有数の規模の大きい有明海の干潟の一部である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類が秋から春にかけて約九〇〇〇羽渡来して休息及び採餌し、東アジアにおける重要な中継地及び越冬地の一つとなっている。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ及びズグロカモメ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。特にズグロカモメは東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える八七〇羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類を中心とした多くの渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ等の渡り鳥の保護を図るとともに、中継地及び越冬地として安定的に休息及び採餌が行われる良好な生息環境が維持されるよう適切な管理に努める。

ロ　当該区域の管理については、当該区域の国際的重要性に関する認識を向上させるとともに、持続可能な利用（地域住民やその他一般市民を対象とする参加型保全活動や環境教育の実施、有明海の干潟から得られる恵みを活用した漁業及び農業の振興と当該鳥獣保護区との共存、それらによって形成された食を始めとする文化の活用を含む。）を促進するため、地方公共団体、地元住民、農業者、漁業者等により構成される協議会を設置して、これと連携して行う。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発を行う。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

**○環境省告示第七十三号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月三十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　名称

肥前鹿島干潟鳥獣保護区

二　区域

佐賀県鹿島市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年五月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀県南部の有明海西岸に位置し、塩田川、鹿島川の河口及びその周辺の海岸に発達する干潟である。

このような自然環境を反映してシギ・チドリ類が秋から春にかけて約一七〇〇羽渡来して休息及び採餌を行い、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な渡りの中継地及び越冬地の一つとなっている。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ、ズグロカモメ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。

また、ズグロカモメは東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える三七〇羽程度が毎年渡来し、チュウシャクシギは東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える一〇〇〇羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類を中心とした多くの渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類等の渡り鳥の保護を図るとともに、中継地及び越冬地として安定的に休息及び採餌が行われる良好な生息環境が維持されるよう適切な管理に努める。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発を行う。

ハ　有明海に生息する生物の生息地及び水辺景観の保全を行うことを目的として関係団体により設置される協議会と協力して利用者及び地域住民に対する環境学習等を実施する。また、当該協議会又は地方公共団体が当該区域周辺において行う自然環境の保全活動と連携を図りながら管理を進める。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

**○環境省告示第七十四号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、肥前鹿島干潟鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月三十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　名称

肥前鹿島干潟特別保護地区

二　区域

佐賀県鹿島市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年五月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、佐賀県の南部の有明海西岸に位置し、塩田川、鹿島川の河口及びその周辺の海岸に発達する干潟である。

このような自然環境を反映してシギ・チドリ類が秋から春にかけて約一七〇〇羽渡来して休息及び採餌を行い、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な渡りの中継地及び越冬地の一つとなっている。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ、ズグロカモメ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。

また、ズグロカモメは東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える三七〇羽程度が毎年渡来し、チュウシャクシギは東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える一〇〇〇羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類を中心とした多くの渡り鳥の中継地及び越冬地として安定的に休息及び採餌が行われる良好な生息環境が維持されるよう適切な管理に努める。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発を行う。

ハ　有明海に生息する生物の生息地及び水辺景観の保全を行うことを目的として関係団体により設置される協議会と協力して、利用者及び地域住民に対する環境学習等を実施する。また、当該協議会又は地方公共団体が当該区域周辺において行う自然環境の保全活動と連携を図りながら管理を進める。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。